

# 平成29年10月1日から竜王町在住の小・中学生の医療費の自己負担額が**無料**になります。

資料2  
医療機関向け  
チラシ

平成29年10月1日から町単独事業として小学生から中学生までの通院・入院に係る医療費の自己負担分の助成を実施することとなりました。つきましては、平成29年10月1日以降の受診においては、**窓口での受給券の確認の徹底**について、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<改正内容>

内 容

竜王町内に在住する小学校および中学校就学児の通院・入院・調剤薬局に係る保険適用医療費の自己負担金分の助成

受給券福祉番号

「40259657」（自己負担『無』）……新規

受給券の色は  
**サーモンピンク**  
です。

平成29年度につきましては、平成14年4月2日から平成23年4月1日生まれ

の小・中学生の方が対象となります。

※受給対象者は、約1,100人となる見込みです。

・対象の方には、平成29年9月上旬に申請案内を送付する予定です。

・受給券の有効期間は、15歳到達年度の3月31日までとなります。

滋賀県内のみ有効			
① 福祉医療費受給券 (小中学生)			
福祉番号	40259657	受給者番号	1111111
受給者	居住地	竜王町大字小口3番地	
	氏名	竜王 太郎	男
	生年月日	平成23年4月1日	
有効期間	平成29年10月1日から 平成38年3月31日まで		
発行機関の長および印	滋賀県蒲生郡 竜王町長	公印	
交付年月日	平成29年10月1日		
自己負担金	無		

【重度障害】

内 容

県の所得制限により自己負担『有』になった者のうち、  
小学校および中学校就学児の通院・入院・調剤薬局に係る  
保険適用医療費の自己負担金分(※)の助成

受給券福祉番号

「41252651」（自己負担『無』）……新規

【母子家庭・父子家庭】

内 容

県の所得制限により自己負担『有』になった者のうち、  
小学校および中学校就学児の通院・入院・調剤薬局に係る  
保険適用医療費の自己負担金分(※)の助成

受給券福祉番号

「43252659」（母子家庭・自己負担『無』）……新規

「44252658」（父子家庭・自己負担『無』）……新規

滋賀県内のみ有効	
(福) 福祉医療費受給券	
福祉番号	41252651
受給者番号	22222222
居住地	竜王町大字小口3番地
氏名	竜王 花子 女
生年月日	平成17年4月2日
有効期間	平成29年10月1日から 平成33年3月31日まで
発行機関の長および印	滋賀県蒲生郡 竜王町長 公印
交付年月日	平成29年10月1日
自己負担金	無 自己負担金がある場合には福祉医療費助成条例別表に定める以下の自己負担金が必要です。 入院：1日当たり1,000円（月額14,000円限度） 通院：1診療報酬明細書当たり500円 （ただし、調剤報酬明細書には適用しない。）

年齢到達後は、  
重度障害や母子・父子  
家庭の公費に戻りま  
す。  
15歳年齢到達年度  
の3月中に、受給券の  
変更をしていただき  
ます。

滋賀県内のみ有効	
(福) 福祉医療費受給券	
福祉番号	43252659
受給者番号	33333333
居住地	竜王町大字小口3番地
氏名	竜王 一郎 男
生年月日	平成14年4月2日
有効期間	平成29年10月1日から 平成30年3月31日まで
発行機関の長および印	滋賀県蒲生郡 竜王町長 公印
交付年月日	平成29年10月1日
自己負担金	無 自己負担金がある場合には福祉医療費助成条例別表に定める以下の自己負担金が必要です。 入院：1日当たり1,000円（月額14,000円限度） 通院：1診療報酬明細書当たり500円 （ただし、調剤報酬明細書には適用しない。）

※ 通院：1診療報酬明細書当たり500円 入院：1日当たり1,000円  
（月額14,000円）の自己負担金部分を子ども医療費で助成。

【問い合わせ先】竜王町 住民課 医療年金係  
TEL：0748-58-3702 FAX：0748-58-3707